

旅客営業規則 第148条の一部改正 【2020年12月30日より適用】
入場券の様式についての変更

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>[入場券の様式]</p> <p>第148条 入場券の様式は次のとおりとする。</p> <p>【京阪線用】</p> <p>(大人用) (小児用)</p>   | <p>[入場券の様式]</p> <p>第148条 入場券の様式は次のとおりとする。</p> <p>(大人用) (小児用)</p>   |
| <p>備考 小児用に「小」と表示する。</p> | <p>備考 小児用に「小」と表示する。</p> |
| <p>【大津線用】</p> <p>(大人用) (小児用)</p>   | |
| <p>備考 小児用に「小」と表示する。</p> | |

※下線部が改正箇所です。